

補償説明業務 (牛, 豚, 鶏, 魚, 農作物等に係る事業損失)

公共施設の設置又は公共工事の施行が原因で、起業地以外の第三者(人・物・動植物)に対し、不利益、損失、損害等の被害(事業損失)が発生又はその恐れが生じる場合があります。

事業損失は「定型化されている事業損失」と「定型化されていない事業損失」に 2 分されます。

事業損失のうち、日陰、電波受信障害、水枯渇、地盤変動に伴う建物等の損傷の 4 類型の被害は、「定型化されている事業損失」に該当し、それぞれの処理方法が中央用対連の事務処理要領等で定められています。

しかし、牛、豚、鶏、魚、農作物等の動植物に係る被害については、「定型化されていない事業損失」に該当し、個別案件ごとに対応することとなります。

これらの被害が補償(費用負担)の対象となる事業損失として認定されるためには、

① 因果関係の判定

公共事業の施行(原因)と発生した被害(結果)の間に相当因果関係があること

② 受忍限度の判断

被害が社会通念上受忍すべき範囲を超えると認められること

が必要です。

「定型化されていない事業損失に係る補償説明業務」とは関係者に対し、まず、被害状況の実態調査、因果関係の判定、受忍限度の判断を行い補償(費用負担)額の算定を行います。

次に、補償額の算定内容等について、関係者の理解が得られるよう専門家の立場として説明を行い、契約の承諾(同意)を取付ける業務です。

当社は、この業務を通し、用地担当部署の方の事務をサポートします。

牛，豚，鶏，魚，農作物等に係る事業損失の補償説明業務フロー図

